



欧州議会は統一特許パッケージに関する合意を大いに称え、EU 加盟国における欧州特許取得コストを最高 80%削減する妙策だとしています。しかし、ニュース見出しには格好のこの数字は、「現行の欧州特許制度の下に付与された既存の欧州特許が、新制度に参加する EU 加盟国 25 か国全てにおいて有効化されている」という前提に立っています。

しかし、25 か国で有効化される欧州特許は稀です。実際は、付与された欧州特許を 3 か国ないし 4 か国の EPO 加盟国で有効化するに留める出願者が大勢というのが現状です。それより多くの国で有効化されるものもありますが、欧州の小国の多くではここ 20 年で有効化率が徐々に低下してきています。

それは、付与された欧州特許を広範に有効化するコストが高すぎるからでしょうか。それとも、単に欧州特許出願者が賢くなって、広範な保護は追加投資に値しないと考えているからなのでしょうか。もしそうなら、それは統一特許とその売りである潜在的節約効果に対してどのような意味を持つてくるのでしょうか。

新統一特許は、参加 EU 加盟国全てで特許保護を確保するには費用対効果の高い方法ですが、不利な点もあります。すなわち、単一の統一権利という位置づけ上、訴訟では特許権者が「全か無か」の立場に立たされることとなります。統一特許は、例えば、該当各国の国法が適用される国内特許の束として取得した場合に比べて、第三者による攻撃や取消に弱いと言えるかもしれません。

本書では、既存の欧州特許有効化戦略と提案されている新統一特許とのコスト比較、さらに、新制度の恩恵を最も多く受ける特許権者の特定を試みます。

#### 前提

全 EU 加盟国において単一特許による保護を確保するには、申請書と当該欧州特許の翻訳を EPO に提出する必要があり、その後はその統一特許の有効性を維持するために維持年金を支払う必要があります。

申請料の有無や維持年金のレベルについては EPO はまだ正式発表していませんが、統一特許に関する理事会規則の第 12 条第 3 項では、統一特許の維持年金は「現行の欧州特許がカバーする平均的地理的範囲に対して支払われる維持年金と同等レベル」としています。

欧州委員会の統計によれば、EU 加盟全 27 か国で有効化されている欧州特許は全体の約 2%、13 か国以上が 8%、5 か国のみが 40%前後、3 か国のみが半数以上となっており、現在の欧州特許の平均的な地理的保護範囲は 5 加盟国に過ぎません。このことから、統一特許の維持年金はより広い範囲にわたって保護が得られるにとしては割安になりそうです。

本書では、統一特許の維持年金は、現行制度で欧州 5 か国に対して支払う平均的維持年金と同額と仮定しました。これにより、既存の有効化戦略との比較が明解になります。

## 分析

最終2ページの表は、典型的な有効化のシナリオについて新統一特許のメリットを比較したものです。「欧州特許を付与された特許権者は、本当に関心がある EPO 加盟国を全て指定して有効化する」という前提に立ち、その上で、コスト節約を実現するには何か国（そしてどの国）を指定する必要があるかを表に示しています。

特許権者が加盟国全てにおける保護を本気で望んでいるなら、統一特許が多額のコスト節約になるのは明らかです。有効化段階の費用が約 3 万 5000 ユーロから約 5000 ユーロに減り、毎年の維持年金についても（各国で国内特許を更新する場合に比べて）大幅節約が予測されています。

特許権者が真に保護を望むのは有効化率上位 3 か国（イギリス、フランス、ドイツ）だけというならば、統一特許は費用対効果がよくありません。しかも、統一特許を選ぶということはすなわち、国内特許出願により 3 件の権利を別個に得るのではなく、単一の権利を得ることです。訴訟になった場合、単一の手続で済むため各国で別個に手続をとるより安上がりになる可能性が高いとはいえ、単一の訴訟を統一特許裁判所で戦って敗訴するより別々の裁判管轄でそれぞれ訴訟手続をとる方がいいという特許権者にとっては、この「一か八か」的なシナリオは不利になりかねません。ここで注意すべきなのは、「上記 3 か国で有効化された欧州特許に関する訴訟も、最終的には統一特許裁判所の管轄になる」という点です。そのため、判決の独立性と後日訴訟への柔軟性を確保するには、国内特許を個別に出願するしかありません。

有効化率上位 5 か国（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン）での有効化を望む場合も、費用対効果上の立場は 3 か国の場合と変わりません。スペインとイタリアが統一特許制度に不参加なため、統一特許パッケージのメリットを享受できないからです。

では、現行制度による有効化のコストと統一特許制度による保護の関係は、どこで後者の有利に傾き始めるのでしょうか。分岐点は、新統一特許パッケージに参加する EU 加盟国のうち 5 か国以上に特許権者が関心を持っている場合のようです。5 か国以上であれば、統一特許にすることで維持年金と翻訳費用の両方が大幅に節約できます。

## 結論

既存特許権者のうち、EU 加盟国 13 か国以上で有効化する 10%にとっては、統一特許は明らかにメリットがあります。しかし、残りの 90%にとっては有利・不利は明白でなく、地理的保護範囲の拡大が利益になるか否かと、特許権者の主たる市場がどこかに大きく依存しています。しかも、メリットの判断全体が EPO が設定する維持年金のレベルに左右されるわけで、設定レベルが前提より高めになれば、分岐点に達するための有効化国の数も多くなります。

判断は訴訟の問題によってさらに複雑になります。統一特許裁判所で統一特許についての訴訟を戦う方が、複数の国内裁判所で別個の訴訟を戦うより訴訟費用は安くつくはずですが、異なる国内裁判所で併行して訴訟を開始することで不利な判決をヘッジするという恩恵の可能性は、統一特許を選べば失われます。「原審 1 回 + 控訴」しかない統一特許裁判制度で損害賠償も差止め命令も獲得できなければ、統一特許は予想よりずいぶん「高くつく」という考えに至るかもしれません。

最後に、中小企業に真のメリットをもたらすとして関心を呼んでいるこの新制度ですが、大



きなコスト節約を実現できるのはむしろ、常時 5 か国以上で有効化するだけの予算を持った大企業のように。もちろん、中小企業でも EU 加盟国の大多数で保護を得ることに関心があれば、統一特許は比較的手頃な費用でその目的を達する道となりますが、少数の加盟国で保護を確保するという有効化戦略をとる場合は、節約効果はあまりありません。

詳細合意はまだこれからで、これらの疑問に対する答えも今後より明瞭になっていきます。

**Reddie & Grose**

**London:** 16 Theobalds Road, London WC1X 8PL

**Tel:** 020 7242 0901 **Fax:** 020 7242 3290

**Cambridge:** Clarendon House, Clarendon Road, Cambridge CB2 8FH.

**Tel:** 01223 360350 **Fax:** 01223 360280

<b>既存の有効化シナリオ*</b>	<b>統一特許制度</b>
<p>* 有効化国として選ぶ各国が、特許権者にとって真に関心のある市場のみであるという前提</p>	
<p><b>1) 欧州特許をイギリス、フランス、ドイツのみで有効化</b></p> <p>* 欧州特許の 50%は、EU 加盟 3 か国またはそれ未満の国においてのみ有効化されるのが一般的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 維持年金は統一特許の方が高い（EU 加盟 3 か国分でなく 5 か国分の水準と予測されるため）</li> <li>■ イギリス、フランス、ドイツでの弁理士費用が不要となるため、有効化費用は節約できる</li> <li>■ 別の一言語への翻訳は依然必要。額は有効化費用節約分とほぼ同等と予測される</li> </ul> <p><b>費用に関する結論：維持年金が高いため、すぐに統一特許の方が高つくようになる</b></p>
<p><b>2) 欧州特許をイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペインで有効化</b></p> <p>EU 加盟 5 か国で有効化される欧州特許の場合、その中には新たな欧州統一特許に不参加のスペインとイタリアが含まれる可能性が高い。スペインとイタリアは、それぞれ有効化率が 4 番目と 5 番目に高い国である。</p> <p>* 付与された欧州特許の 40%は、EU 加盟 5 か国での有効化が一般的である。有効化率が高いのはイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペインである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ スペインとイタリアについては、統一特許による特許保護は受けられないため、これら二か国では現行の欧州特許制度による有効化が依然必要。要は、欧州特許が「統一部分」と「非統一部分」（スペインとイタリア）に分かれることになる</li> <li>■ 「統一部分」については、イギリス、フランス、ドイツでの弁理士費用が不要となるため、有効化費用が節約できる</li> <li>■ 翻訳費用は、スペインまたはイタリアで義務付けられた翻訳を「統一特許」用に援用できるため、この面でも費用効率が良い</li> <li>■ 「統一」特許と「非統一」特許の維持年金合計は高い（統一特許の 5 か国分にイタリアとスペインの 2 か国分が上乗せされるため、5 か国ではなく 7 か国分となる）</li> </ul> <p><b>費用に関する結論：維持年金が非効率なため、すぐに統一特許の方が高つくようになる</b></p>

### 3) 欧州特許を統一特許制度参加国 5 か国（例えばイギリス、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー）で有効化

\* 付与された欧州特許の 40%は、EU 加盟 5 か国での有効化が一般的である。

有効化率が高い国はシナリオ 2 で列記した。シナリオ 2 で記した各国に次いで有効化率が高いのは、オランダとベルギーである。スイス（EU 非加盟国で、従って統一特許制度には不参加の国）でも、この段階で有効化されることが多い。

- イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギーでの弁理士費用が不要となるため、有効化費用は大幅に節約できる
- 統一特許の維持年金は同等（EU 加盟国 5 か国分の水準と予測されるため）
- 一言語への翻訳が必要だが、大した費用にはならないと思われる。ベルギーはロンドン条約批准国でないため完全翻訳が必要。（例えば）ベルギーで義務付けられたフランス語翻訳を統一特許用の翻訳として使用できる

**費用に関する結論：統一特許は、その意図通り、有効化費用と翻訳費用が大幅に節約できる**

### 4) 欧州特許を統一特許制度参加国 5 か国以上で有効化

- 各国の弁理士費用が不要となるため、有効化費用を大幅に節約できる
- 必要な翻訳は一言語のみとなるため、翻訳費用も大幅に節約できる
- 維持年金も、各国国内特許について逐一支払うのに比べると、大幅に節約できる

**費用に関する結論：統一特許は、その意図通り、有効化費用と翻訳費用が大幅に節約できる**